

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年二月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

一 道路の種類 県道

二 路線名 さいたまふじみ野所沢線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
ふじみ野市上福岡四丁目八〇三二番四地先から同市鶴ヶ舞二丁目二九番九地先まで		区間
一一・五〇〃 一五・〇〇〇	七・九〇〃 一五・〇〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一九〇・二四		延長 (メートル)
歩道整備事業による。		備考